

岡山市北区まちづくりアンバサダーの活動及び認定に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市北区の情報発信を充実させるため、ボランティア活動を行う岡山市北区まちづくりアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）の活動及び認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(認定期間)

第2条 アンバサダーの認定期間は、認定日から認定日の属する年度の末日までとする。ただし、岡山市北区長（以下「北区長」という。）が必要と認める場合は、さらに1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

(報酬等)

第3条 アンバサダーに認定された者又は団体への報酬・交通費等は支給しない。

(活動内容)

第4条 アンバサダーの活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)岡山市北区の魅力の情報発信の協力（営利を目的とするものを除く。）
- (2)岡山市北区内のイベントへの協力
- (3)その他北区長が必要と認めるもの

(認定要件)

第5条 アンバサダーは、特に北区のまちづくりに興味を持ち、北区の情報発信等に協力ができる者又は団体の中から、北区長が認定するものとする。

2 北区長は、前項の要件を満たした者又は団体であっても、次の各号のいずれかの行為を行う場合、又は、行うおそれのある場合は、認定しない。

- ア 特定の宗教又は政治のための活動と認められる行為
- イ 公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがある行為
- ウ 個人若しくは団体の宣伝、又は、団体の会員の勧誘を主たる目的とする行為
- エ 特定の企業の宣伝活動又は営業活動などの行為
- オ 物品の販売や寄付を主たる目的とする行為
- カ その他北区長が不適切と判断する行為

(定員)

第6条 アンバサダーの定員は、概ね10人から20人とする。なお、団体の場合は、1団体を1人とみなす。

2 アンバサダーの認定数が10人を下回った場合は、その年度末までに募集を行うものとする。

(選考委員会)

第7条 アンバサダーの募集にあたり、アンバサダーの認定を希望する者又は団体の書類審査及び面接（以下「審査等」という。）を行い、推薦者を決定するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者を委員とし、委員は北区長が任命する。

(1) 北区役所区長代理 1名

(2) 北区役所総務・地域振興課長 1名

(3) 北区役所総務・地域振興課区まちづくり推進室長 1名

3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、北区役所区長代理とし、会務を統括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、北区役所総務・地域振興課長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。委員会に出席した者は、出席するにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 審査等の結果、アンバサダーの認定に係る推薦者を決定したときは、その結果を北区長に報告する。

8 北区長は、前項の委員会の報告を尊重してアンバサダーの認定を行う。ただし、当該報告のあった者又は団体以外の者又は団体を認定することを妨げない。

(認定の取消し)

第8条 北区長が特に必要と認める場合は、認定期間中においても、アンバサダーの認定を取り消すことができる。

(後援)

第9条 岡山市が主催、共催又は後援している催しにおいて、次の各号に掲げる者が後援の申請をする場合、北区長は名義の使用を承認することとする。

(1) 事業実施団体

(2) アンバサダー

2 後援について使用を承認する名義は「岡山市北区まちづくりアンバサダー」とする。

3 申請者が第1項の名義の使用の承認を求めるときは、あらかじめ、「後援名義使用申請書（様式第1号）」により申請しなければならない。

4 北区長が前項の申請に対する承認を決定したときは、「後援名義の使用承認通知書（様式第2号）」により前項の申請を行った者へ通知する。

(名義使用)

第10条 アンバサダーが個人で行う活動において、アンバサダーの名義を使用して情報発信をする場合、情報発信をする内容は次の各号に掲げるとおりとする。また、個々の情報発信について、公益性の高い活動を主とし、個人の活動を従として行うことにして留意することとする。なお、疑義が生じた場合、

事前に岡山市北区役所と協議することとする。

(1) 情報発信できる内容

- ア 「岡山市北区まちづくりアンバサダー」という身分
- イ 「岡山市北区まちづくりアンバサダー」としての活動内容
- ウ 公益性が高く、岡山市北区の地域振興及び市民活動の促進を図る目的のもの

(2) 情報発信できない内容

- ア 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められるもの
- イ 公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるもの
- ウ 団体の宣伝又は会員の勧誘を主たる目的とするもの
- エ 特定の企業、団体等の宣伝活動又は営業活動と認められるもの
- オ 物品の販売や寄付行為を主たる目的とするもの
- カ その他北区長が不適切と判断するもの

- 2 アンバサダーがSNS等の文書により、前項の情報発信を行うときは、あらかじめ、「岡山市北区まちづくりアンバサダー名義使用承認申請書（様式第3号）」を提出し、必要に応じて、北区長と協議するものとする。
- 3 北区長が前項の申請に対する承認を決定したときは、「岡山市北区まちづくりアンバサダー名義使用承認通知書（様式第4号）」により前項の申請を行った者へ通知する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。